

世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期) 概要版

構成 第1章 趣旨 第2章 施策の歩み 第3章 社会の変化と課題
第4章 計画の目標、基本方針、施策・事業 第5章 推進の仕組み

第1章 ユニバーサルデザイン推進計画の趣旨

1-1. 策定の背景

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすい生活環境をつくりだしていくために、様々な取組みを推進してきました。平成19年には「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、その理念を具現化していくために、平成21年に「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、平成21年度から26年度までの6年間の計画として運用してきました。

社会的背景やこれまでのスパイラルアップの取組みの積み重ねを踏まえ、「推進計画」の内容を見直し、「推進計画（第2期）」を策定しました。

1-2. 目的

すべての区民が個人として、尊重され、共に支えあいながら、将来にわたって活力に満ちた世田谷をつくりあげていくことができるよう、区と区民、事業者及び関係団体が協働しながら、だれにとっても利用しやすい生活環境の整備を推進していくための具体的な取組みを示します。

1-3. 位置づけと期間

推進計画は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第7条第1項を根拠とし、区の基本構想を踏まえ、各種計画と連携し、ハード、ソフトの両面から、生活環境の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

計画の期間は平成27年度より平成36年度までの10年間の計画とします。

第2章 ユニバーサルデザイン施策の歩み

2-1. スパイラルアップの取組み

推進計画（平成21年度から26年度）では、毎年度、それぞれの施策・事業を関係する所管が点検し、区長の付属機関であるユニバーサルデザイン環境整備審議会が講評や提案を行っています。また、点検結果は公表され、区民からの意見を募集し、各施策や事業の改善に取り組んできています。

2-2. 整備の進展

区立施設、民間の建築物等、公共交通、道路及び自転車利用環境、公園・緑地の整備などについては、ユニバーサルデザイン条例に基づく届出等により整備基準に基づいた着実な整備を進めるとともに幅広く多様なニーズに対応した整備も行われてきています。

2-3. 推進計画（平成21年度から26年度）における特徴的な取組み

- 専門家を交えた建物の設計・施工《代田区民センター》
- 多様な当事者の意見を反映した日本庭園《二子玉川公園》
- 啓発から広がる地区の街づくり《千歳烏山駅周辺身近な推進地区》

第3章 ユニバーサルデザインに係わる社会の変化と課題

3-1. 社会の変化

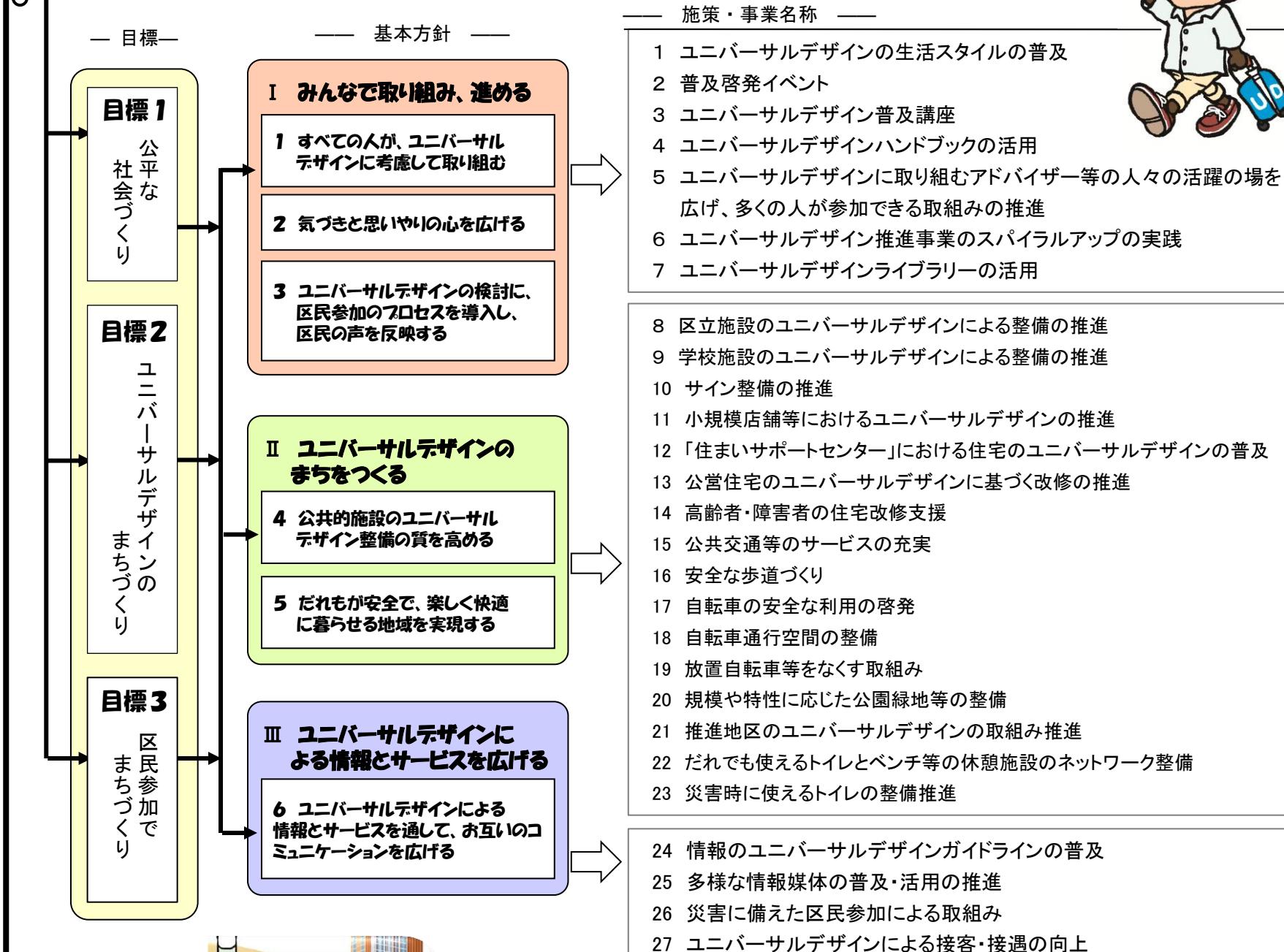
- ① ニーズが多様化した：多様な人の社会参加が増えました。
- ② 通信手段が多様化した：
新たな情報通信機器やソフトの開発が進み情報が得やすくなりました。
- ③ ハード整備が進んだ：公共的施設及び住宅の環境整備が進みました。
- ④ 防災への意識が高まった：
東日本大震災が発生し、関東での大地震による発災が現実味を帯びて認識されてきました。
- ⑤ 差別禁止の法体系が整備された：
「障害者差別解消法」が平成25年6月に制定されました。

3-2. 見直しの課題

- ① だれもが、ユニバーサルデザインに配慮し区民参加でまちづくりをすすめる！
区民・事業者・区のだれもがユニバーサルデザインに配慮し、区民参加でまちづくりを進める必要があります。
- ② ユニバーサルデザインの質を高める！
多様化するニーズに対応するため、生活環境のユニバーサルデザインの質を高める必要があります。
- ③ 更なるバリアの解消に取り組む！
更なるバリアの解消の取組みと工夫を進める必要があります。

第4章 計画の目標、基本方針、施策・事業

だれもがユニバーサルデザインの視点と心でまちづくり



第5章 ユニバーサルデザインの推進の仕組み

5-1. 施策の継続的な点検・評価・改善

施策・事業の点検・評価・改善といったスパイラルアップの取組みを継続して行い、生活環境の整備を進めていきます。

5-2. ユニバーサルデザイン環境整備審議会と府内推進体制との連携による施策の展開

全庁的な推進体制として、ユニバーサルデザイン推進委員会が設置されており、ユニバーサルデザイン環境整備審議会の助言を得ながら施策・事業についてスパイラルアップの取組みを進めます。

5-3. 新たな施策・事業による展開

ユニバーサルデザインに取り組む人々の活躍の場を増やすとともに、ユニバーサルデザインライブラリーなどを活用し、整備の質の向上を図ります。